太陽光発電施設の設置に係るフロー

地域住民	事業者	桜川市
	太陽光発電施設を計画 事前協議準備	
	事　前　協　議（条例第７）	
	← 助言（条例第 7.2）	
	工 事 着 工 60 日 前	
	施設計画の周知 地域住民への説明（条例第８）	
←		
説 明 会 等 の 開 催		
意見の申出 （条例第 8.3）	→ 住民意見の協議，対応 （条例第 8.3）	
	関係課との協議	
	◎太陽光発電設備設置事業実施概要届出書（条例第 9.1）	→ 受理
	◎地域住民説明会結果報告書 （条例第 8.4）	書類・現地等審査
	工事内容の変更があれば･･･ ◎太陽光発電設備設置事業概要変更届出書　（条例第 9.2）	
		← 協議終了通知 （条例第 10）
	◎工事届出書 （着手，完了，中止又は再開の届出） （条例第 11.1）	→ 受理
		← 必要に応じて立入 （条例第 11.2）